（記名）

第三条　国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第四条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた者が特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。

（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

第九条　［略］

２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する特別弔慰金請求書を提出することにより行うものとする。

［３・４　略］

第二号書式　削除

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（記名）

第三条　国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第三条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた者が特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。

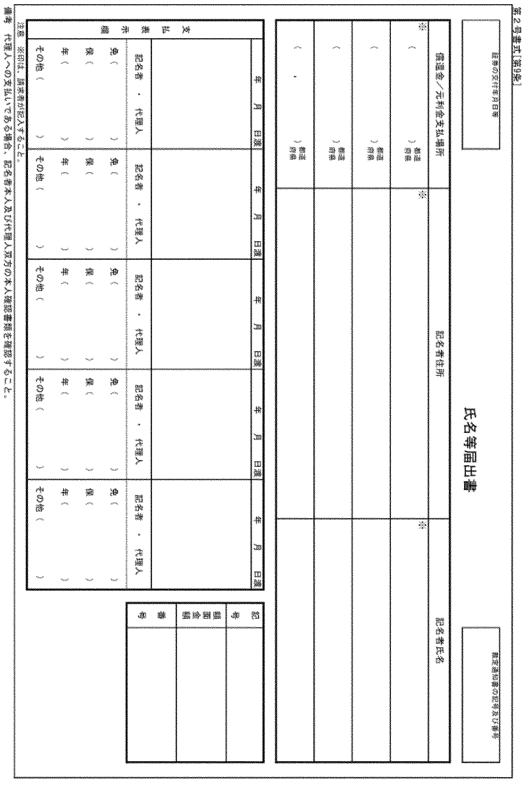
（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

第九条　［同上］

２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する特別弔慰金請求書を提出する際に、これに添えて、別紙第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

［３・４　同上］

第二号書式


氏名等届出書
記名者氏名
記名者住所
記名者・代理人
年　月　日届
記名者・代理人
年　月　日届
記名者・代理人
年　月　日届